



民事訴訟の期日決定について

令和5年5月17日付けで資料提供をしました「市外在住の個人から提出された慰謝料請求事件の訴状について」ですが、6月26日付けで資料提供をしました「民事訴訟の期日延期について」において、同月28日（水）午後1時30分に開催予定の第1回口頭弁論期日を7月下旬以降に延期する旨の広島地方裁判所からの連絡についてお知らせしたところで

す。
この度、当該裁判所から呉市訴訟代理人（呉市顧問弁護士）に対し、当該期日を取り消した上で、第1回弁論準備手続期日（原告電話会議）として、8月1日（火）午後1時30分に開催する旨の連絡がありましたので、お知らせします。

なお、弁論準備手続は、関係者以外の傍聴はできませんので、念のため申し添えます。